

参考人招致を求める動議

上記の動議を別紙のとおり徳島県議会会議規則第16条の規定により提出する。

平成30年7月4日

提出者 山田 豊  
達田 良子  
上村 恭子  
長池 文武

徳島県議会議長 重清佳之 殿

## 参考人招致を求める動議

次のことについて、地方自治法第115条の2第2項の規定により、参考人の招致を求める。

### 参考人招致を請求する事項

1. 参考人 アンサンブル・セシリ亞 元代表 川岸美奈子 氏
2. 出席を求める時期 平成30年9月定例会
3. 意見聴取を求める事項 とくしま記念オーケストラ事業について

### 理由

1. 多額の県費を投入したとくしま記念オケ事業で、川岸氏が脱税事件での有罪判決が確定した。県民に多大な不信を広げたにもかかわらず、県民への謝罪や説明が全くされていない。  
県の元非常勤政策参与であり、この時にとくしま記念オケ事業をスタートさせた。  
その後不透明な金の流れなど、県民から川岸美奈子氏が県民の前で説明する責任があるとの声が多数出ている。
2. このとくしま記念オケ事業を川岸氏が事実上取り仕切り、多額の公金を集め構図が明らかとなつた。なぜ川岸氏が、県の音楽事業に深く関わるようになったのか、なぜ事業費が膨らみ続けたのか、なぜハイヤーなど川岸氏を特別待遇し、重用してきたのかなど明らかになっていない。県行政を厳正にチェックすることが県議会の役割である。よって川岸氏が、県議会・県民に説明する責任がある。